

令和7年度指導監査における主な指摘・指導事項<障害福祉サービス等>

<障害者支援施設>

職員処遇

1. 賃金等

- 前歴計算が誤っている
- 給与規則と現行の取扱いが乖離している

2. 労働者名簿、賃金台帳

- 労働者名簿を作成していない
- 賃金台帳に必要事項（賃金計算期間等）を記載していない

3. 安全衛生

- 採用前に受診した結果をもって雇入時健康診断に代えている場合において、その受診日が3か月以内のものではない

<障害福祉サービス・障害児通所支援・相談支援>

運営に関する基準

1. 従業者の員数

- 人員基準上配置が必要な従業者を配置していない
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の資格要件を満たしていない

2. 内容及び手続の説明及び同意

- 従業者の勤務体制、営業日及び営業時間、利用者から徴収する費用の額等が運営規程と重要事項説明書で相違がある

3. 契約支給量（契約内容）の報告等

- 事業者が利用者とサービスを提供することについて契約した際に、契約内容報告書を市に提出していない

4. サービスの提供の記録

- サービスの提供の記録が不十分又は記載誤りや記載漏れがある
- サービスを提供したことについて、利用者から都度確認を受けていない

5. 給付費等の額に係る通知等

- 法定代理受領により市から支給を受けた給付費の額を、利用者に対して通知していない又は支給を受ける前に通知している

6. 計画の作成

- 個別支援計画に必要事項（総合的な支援の方針、目標等）を記載していない
- 個別支援計画作成に伴うアセスメント、原案、個別支援会議、モニタリングの記録がない又は記録が不十分
- 個別支援会議に利用者が同席していない
- 利用者に対して、作成した個別支援計画の説明、同意、交付が計画適用期間の開始より遅れて行われている
- 作成した個別支援計画を指定特定相談支援事業者等に交付していない
- 個別支援会議の開催後に原案を作成する等、適切な手続き、手順に基づき個別支援計画を作成していない

7. 工賃の支払等

- 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に工賃として支払っていない
- 工賃の支払いに要する額に、自立支援給付費を充てている

8. 勤務体制の確保等

- 管理者や多機能型事業所等で兼務している従業者の勤務状況が確認できる書類等がない
- 従業者の資質の向上を図るための研修計画を作成していない

9. 非常災害対策

- 火災、風水害、地震、土砂災害等災害の態様ごとの具体的な計画を作成していない
- 上記計画及び通報、連携体制を掲示していない
- 避難訓練の実施記録が不十分又は居住系の事業所において夜間を想定した訓練を行っていない

10. 掲示

- 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない
- 相談系の事業所において、計画相談支援等の実施状況、相談支援専門員の有する資格及び経験年数を掲示していない

11. 会計の区分

- 障害福祉サービス事業ごとに経理を区分していない

12. 身体拘束等の禁止

- 身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）を講じていない

13. 虐待の防止

- 虐待の防止のための措置（委員会の開催、研修の実施等）を講じていない

14. 業務継続計画の策定等

- 業務継続計画を策定していない又は策定しているが内容が不十分
- 従業者に対し、研修及び訓練を実施していない又は実施しているが記録が不十分

15. 衛生管理等

- 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等）を講じていない

16. 安全計画の策定等

- 障害児の安全の確保を図るための措置（計画の策定、研修及び訓練の実施等）を講じていない

報酬請求

1. 基本報酬の算定について

- ◆ 基本報酬の算定要件を満たさずに算定している又は減算が必要な基本報酬を減算せずに算定している

生活介護サービス費・児童発達支援給付費・放課後等デイサービス給付費

- 標準的なサービス提供時間をあらかじめ個別支援計画に定めていない
- 個別支援計画に位置付けた標準的なサービス提供時間が、現に要した時間と合致しないことが常態化している
- 個別支援計画に位置付けた標準的なサービス提供時間ではなく、現に要した時間に応じて算定している

就労継続支援 A 型サービス費

- 施設外就労、在宅就労での算定にあたって、人員配置や評価等の要件を満たしていない

就労継続支援 B 型サービス費

- 工賃向上計画を作成していない
- 自立支援給付費から支払った工賃を含めて前年度の平均工賃月額を算出している
- 施設外就労、在宅就労での算定にあたって、人員配置や評価等の要件を満たしていない

身体拘束廃止未実施減算

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていない等、身体拘束等の適性化のための適切な措置を講じていない

虐待防止措置未実施減算

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていない等、虐待の防止のための適切な措置を講じていない

業務継続計画未策定減算

- 業務継続計画を策定していない

2. 加算の算定について

- ◆ 加算の算定要件を満たさずに算定している又は加算の算定に係る記録の内容が不十分

欠席時対応加算

- 1 回の連絡で複数日分算定している
- 連絡を受けた日付、相談援助の内容等の記録が不十分

延長支援加算（障害児通所支援）

- 個別支援計画に位置付けた標準的なサービス提供時間の前後の延長支援時間を、それぞれ 1 時間以上で設定していない
- 個別支援計画に位置付けた標準的なサービス提供時間が、延長支援を行うのに必要な時間を満たしていない

送迎加算

- 居宅以外への送迎について、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めていない

児童指導員等加配加算

- 従業者の経験年数、配置形態（常勤専従、それ以外）又は有する資格が算定要件を満たしていない
- 人員基準を満たしていない日に算定している

目標工賃達成加算

- 工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成していない

食事提供体制加算

- 施設外で調理された食事を提供する場合に、運搬手段等について衛生上適切な措置を講じていない
- 管理栄養士等が食事の提供に係る献立を確認していない

福祉・介護職員等処遇改善加算

- 福祉・介護職員等処遇改善計画書について、全ての職員に対し届出後に周知している又は届出前に周知しているが周知の記録が不十分

令和7年度 運営指導実施状況一覧<障害福祉サービス等>

	事業所数	実施計画	実施数	実施結果	
	提供中		(現廃止含)	文書指摘	口頭指導
居宅介護	103	15	9	14	91
重度訪問介護	83	13	7	8	59
同行援護	47	7	4	9	43
行動援護	22	2	1	2	10
生活介護	38	7	6	5	43
短期入所	45	7	6	5	40
重度障害者等包括支援	1	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	2	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	5	1	1	0	9
宿泊型自立訓練	1	0	0	0	0
就労移行支援	9	5	4	0	16
就労継続支援A型	34	17	16	26	143
就労継続支援B型	117	50	48	84	435
就労定着支援	9	2	2	1	3
自立生活援助	2	0	0	0	0
共同生活援助	68	12	12	20	100
障害者支援施設 ※	5	2	2	2	27
地域移行支援	13	1	1	0	7
地域定着支援	13	1	1	0	7
計画相談支援	59	4	3	3	22
障害児相談支援	45	4	3	2	22
児童発達支援	84	29	22	35	193
放課後等デイサービス	144	49	41	66	384
居宅訪問型児童発達支援	2	0	0	0	0
保育所等訪問支援	37	8	3	1	28
小計	988	236	192	283	1682
自立支援医療機関	657	66	58	0	0
合計	1645	302	250	283	1682

・実施率(自立支援医療機関除く)・・・ 81.4% (小数点第二位を四捨五入)

・計画数と実施数が異なる内訳・・・廃止・休止3件、実績なし1件、延期40件
自立支援医療機関 廃止8件

・「事業所数」はR7.4.1体制状況表より算出、「実施計画」はR7実施計画当初の数値

※障害者支援施設の日中サービスは事業所数・実績数に含まない。

(分解すると、事業所数は生活介護+5、就労継続支援B型+1で合計 994

計画数は生活介護+2で合計 238

実績数は生活介護+2で合計 194)

